

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 1 2 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡）において示されているところです。

今般、別添通知文書のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が改訂されましたので、内容をご確認の上、事業所内での周知等のご対応をお願いいたします。

添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.832
「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)